ポーランドにおける執政の変容
―権力分担のシステムから効率的統治のシステムへ

仙　石　　学

1．はじめに

ポーランドでは1989年に，いわゆる円卓会議での合意に基づいて大統領職が導入された（厳密には復活した）が，この時点では大統領にも政策形成に関与する一定の権限が与えられ，首相との間で執政の責任を分担するシステムが導入された[1]。だが1997年に成立した現行憲法では大統領の権限は大幅に縮小され，首相が執政の基本的な責任を果たすシステムへと移行した。最初の制度が導入されてからわずか８年で，このような形で大統領に関する制度が変更されたのはなぜか。およびこの制度の変更は，政策パフォーマンスに具体的にどのような影響を与えたのか。本稿はこの1990年代のポーランドにおける執政の変容について，変容の背景と効果を検討していくことを，主たる目的とする。

全体の構成は次の通りである。最初にポーランドの大統領の政治的な権限の変遷を憲法上の規定を元に概観し，大統領の権限が制度変革のたびに縮小されてきたことを整理する（第２章）。次にこのポーランドの大統領に関する制度の変容を，他のポスト社会主義の中東欧諸国（ここではひとまずブルガリア，チェコ，ハンガリー，ルーマニア，スロヴァキアの５カ国をさすこととする）の制度との比較から位置づけを行い，大統領の権限の縮小とそれに伴う執政の枠組みの変容という流れは中東欧諸国全体に共通してみられる傾向であることを提示する（第３章）。その上でポーランドの大統領の枠組みの変容に関して，

(1) 厳密にはポーランド語では内閣は「閣僚会議（Rada Ministrow）」，首相は「閣僚会議議長（Prezes rady ministrow）」となるが，ここでは一般的な表現である「内閣・首相」をそれぞれ用いている。

内政の安定化に伴い大統領の存在が政策形成においてマイナスの作用を果たすようになってきたこと，およびEU加盟交渉を効率的に行うためには，拒否点の少ないシステムが必要とされたことが，大統領と首相（内閣）による権力分担の執政のシステムから首相を中心とする一元的・効率的な統治システムへの転換をもたらしたことを整理し（第４章），またその変化がポーランドの場合は政策パフォーマンスの改善にもある程度結びついたことを，制度の変革前後の２度のコアビタションの時期の比較を通して示していく（第５章）。

２．ポーランドにおける大統領の政治的権限の変遷

最初に議論の前提として，ポーランドの大統領の政治的権限に関する制度的な枠組みの変遷について，主として具体的な政策形成に関与する権限（立法発議権や法律への拒否権など），および政府や議会に対して影響を行使する権限（首相・閣僚の任免権や議会の解散権など）に着目し，その憲法上の規定における変化を簡単に整理しておく（以下文末表１も参照）[2]。

最初にも述べたようにポーランドでは1989年４月の憲法修正（Dziennik Ustaw 1989 Nr. 19, poz. 101）により，1952年に廃止された大統領職が復活することとなった。しばしば指摘されることであるがこの時期に大統領職が導入された理由としては，当時の支配政党であった統一労働者党（ポーランドにおける共産党）と自主管理労組「連帯」の間での円卓会議の合意から，議会選挙において準自由選挙（下院は議席の35％を自由競争枠とし，新たに設置された上院を完全な自由選挙とする）を実施する見返りに，議会に対する一定のコントロールが可能な制度の導入が必要とされたということがある。そしてこのような考慮の背景には，当時のソ連に対して外交・防衛面で従来のソ連寄りの政

(2) なおスペースの都合もあり，ここでは憲法の全体像や具体的な憲法制定過程についての議論は行わない。これらに関する議論を簡単にまとめたものとして小森田（1998），およびホームページ「ポーランド法の調べ方」（小森田秋夫氏作成，http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/~ komorida/HowToPolishLaw.htmにて公開，2004年９月14日に接続を確認）を参照のこと。

策を維持することを保障する目的もあった（Jasiewicz 1997）。この理由のために，大統領は上下両院の合同会議（国民会議〈Zagromadzenie narodowe〉）での間接選挙により選出されることとされていたものの，実際には当時の国家評議会議長（兼統一労働者党第一書記）であったヤルゼルスキ（W. Jaruzelski）が就任することがあらかじめ想定されていた。

この1989年の憲法修正では，大統領には政策関連と政府・議会関連の両面で比較的広範な権限が与えられた。政策関連では大統領は自ら立法発議権を有し（憲法修正20条４項），また議会の可決した法律に対して憲法裁判所への提訴と下院への再送付（下院がこれを覆すには出席議員の３分の２の賛成が必要）の両方の手段が行使できるという「二重の拒否権」を有していた（同27条４項および５項）。政府・議会関連の権限では，大統領は首相の任免を議会に対して提案する権限をもち（同32f条１項６），また解釈の余地はあるものの「大統領が憲法上の権限を行使することが困難な決定を議会が可決した場合」（同30条２項）には大統領が自らの判断で下院を解散することを可能とする規定も存在していた。

その後1990年には，大統領の選出方式が間接選挙制から直接選挙制（二回投票制，第１回投票で過半数の票を獲得した候補が出なかった場合は上位２名の候補による決選投票が行われる）へと変更されたが（Dziennik Ustaw 1990 Nr. 67, poz. 398），一方で新憲法の制定までの暫定的な統治機構に関する規定として1992年に施行された「ポーランド共和国の立法権と執行権の相互関係および地方自治に関する憲法的法律（通称「小憲法」）」（Dziennik Ustaw 1992 Nr. 84, poz. 426）では，89年修正憲法では大統領に認められていた権限，特に大統領の政府・議会に対する権限に関して，制約が加えられることとなった。小憲法では，法案提出権や二重の拒否権などの政策形成に関する権限は89年憲法の規定がほぼそのまま残されたのに対して，議会の解散権は小憲法に規定がある場合に上下両院の議長との協議を行った上でという形に限定され（小憲法４条５項）[3]，首相

一二八

(3) 小憲法に規定があるのは，１）下院が予算法案を３ヶ月以内に成立させられなかった場合（小憲法21条４項），２）首相候補が４回連続して議会の信任を得られなかった場合（同62条，ただし大統領は解散の代わりに任期６ヶ月以内の暫定内閣を自ら組閣することも可能），

の任命も最初の発議権こそ有しているものの組閣には下院による信任が要求されることとなった（同57-60条）。また大統領が首相の解任を提案することもできなくなった。ただし閣僚の任命に関しては，首相は組閣に際して外務・内務・国防の各国務大臣に関しては大統領の意見を求めたのちにこれを推薦するという規定が新たに含まれ（同61条），これが1993年から95年の間のワウェンサ（L. Walesa）大統領と民主左派同盟（SLD）・農民党（PSL）の中道左派連立政権のコアビタション期に大統領と政府の間の対立，およびそれに伴う政策形成の障害をもたらす原因の一つとなった。

最終的に成立した現行の97年憲法（Dziennik Ustaw 1997 Nr. 78, poz. 483）では，大統領の権限にさらに制約が加えられた。まず個別の政策案件への関与については，大統領の法案提出権こそ残されたものの（現行憲法118条１項），法律への拒否権については懸案となる法律について，憲法裁判所の判断を仰ぐか下院に再送付を行うかのいずれかに限定され，二重の拒否権を行使できなくなった。さらに下院が大統領の拒否権を覆すのに必要な票も，出席議員の３分の２から５分の３に引き下げられた（同122条）。また政府・議会との関係では，首相については最初の任命権こそあるものの組閣には下院の信任が必要とされ（同154/155条），また大統領が首相の罷免，および閣僚の任免を行うことはできなくなった。議会の解散権についても，首相候補が３回連続して議会の信任を得られなかった場合（同155条ー大統領の解散は必須）と，予算法案が国会に提出されて４ヶ月以内に成立しなかった場合（同225条ー大統領は解散を自らの意志で決定できる任意条項）に限定され，大統領が自らの判断で国会を解散することは実質的に不可能となった。

その反面97年憲法は，内閣および首相の権限を従来に比べて大幅に強化した。内閣は基本的には対内・対外政策全般についての実施権限を持ち，他の国家・地方政府機関に対して留保されていない政策事項は基本的に内閣に属することとなった（同146条）。特に従来は大統領の基本的な役割として認められていた外交・国防に関しても，原則として首相および所轄の大臣の関与が必要とされ

３）議会が建設的不信任案の行使に失敗した場合（現在の内閣に対する不信任案のみ成立し，後継首相を選出できなかった場合，同66条５項），の３つの場合である。

るようになった（同133/134条）。また首相に関しては，内閣を代表しその活動を指導すると同時に（同148条），閣僚の任免権を有することとなり（同161条），また建設的不信任案の提出も次の首相の選出を伴うものに限定された（同158条）ことから，現憲法の下では首相が自己のリーダーシップにより政策を有効に実施できる可能性が，当初の89年憲法修正に比べて（少なくとも制度的には）高くなったとみることができる[4]。

アントシェフスキ（Antoszewski 1999）はこの89年から97年にかけてのポーランドの大統領の制度的変化を，次のように５段階に分類している。１）大統領の存在が形式的なものであった時期（ヤルゼルスキ期），２）大統領が実質的な権限を行使した時期（小憲法制定までのワウェンサ期），３）大統領の権限が制限された時期（93年から95年のコアビタシヨンの時期），４）半大統領制的な議会制の時期（95年から97年の憲法制定までの時期），そして５）首相を中心とする議院内閣制の時期（現行憲法の時期）。現在の制度を議院内閣制と呼ぶのは必ずしも正確ではないが，それでも89年以降の制度の変革を見る限りでは，ポーランドでは初期の大統領と首相の間で権限を分担するシステムから「制度的エンジニアリング」（Taras 2003：121）の期間を経て，首相が基本的な執政を担当するシステムへと変容していることは確認できる。次章ではこの執政の変容が，必ずしもポーランドのみにみられる現象ではないことを整理していく。

３．中東欧諸国の大統領の枠組みの変容

ポーランドにおける大統領の枠組み，およびその変容を他の中東欧諸国の事例と比較してみると，大統領の権限の縮小とそれに伴う首相（内閣）への権限の移行という傾向は，国ごとに程度の差はあるものの中東欧諸国全体においてみられる現象であることがわかる。ここではこの中東欧諸国にみられる全体的

(4) ただし参謀総長および各軍の司令官の任命について，従来国防大臣との同意が必要であったものが大統領単独で行えるようになった点（134条）など，大統領の権限が強化された部分も存在している（cf. Millard 1999：45-6）。

な傾向を，３点にまとめて整理しておく（表２も参照）[5]。

まず最初の共通点として，体制転換の初期には基本的に大統領にも議会の解散権や法律への拒否権などを通して政策形成に関与する権限がある程度与えられていて，執政に関して首相と大統領で権限を分担するシステムが存在していたということがある。このような権力分担に基づく執政の枠組みが採用された理由として，ブンス（Bunce 1997）は以下の４点を提示している。１）将来が不確実な中で当初の制度設計を行う必要があったため，共産党と反体制派のどちらも相手に主導権をとられないような制度を求めた。２）制度選択を検討するための十分な時間・知識がなかった。３）議会や政府の弱さを補うために一定の権限を有する大統領職が必要とされた。そして４）民主主義・資本主義への移行のために強力なリーダーシップが必要とされた。ブンスはこれらの移行期のコンテクストに関連する要因，特に３）や４）のような「安全弁」的な役割が体制転換初期の大統領に求められていたことが，制度形成にも影響を与えたとしている[6]。

第２の共通点として，当初はある程度の権限が与えられていた大統領について，憲法の修正を通して，あるいは制度の実際の運用を通して，その権限が次第に限定されるようになってきたということがある。このような変容が生じた理由については，当初の憲法上の規定の曖昧さと，そこから生じる大統領と首相の間での政治的な対立にその要因を求めるものが多い（cf. Malova and Haughton 2002；Slomka 2003）。もともとチェコスロヴァキアとルーマニア以外の中東欧諸国では大統領という単独元首の制度そのものが新しく導入されたものであった上に，多くの場合大統領職の導入の段階では，その具体的な権限や他の機関との関係は必ずしも十分に考慮されていなかった。さらに中東欧諸国の場合現実の政治的な場面でも，大統領と首相の間では権威と権限をめぐる

---

(5) 以下中東欧諸国の大統領に関する憲法上の規定についてはインターネットを通して提供されている各国憲法の英文条文，およびスウォムカ（Slomka 2003）とヴォイニツキ（Wojnicki 2003）の整理を参考にしている。

(6) ただしこの中東欧諸国における体制転換の初期における大統領の枠組みの導入については，政治的危機・分極化を契機として政治の安定化のために導入された大統領の存在そのものが政治システムの不安定化要因になっていることから，「大統領制のパラドクス」が存在することを指摘するオネイルのような議論もある（O'Neil 1997）。

「ずれ」が生じていた。大統領は日常的な政策に関与することが少ないことから不人気な政策の責任を問われることが少なく，また党派的対立から離れて国家全体の利益を代表する存在として国民からの支持・人気を得やすいという状態にあったが，反面で政治過程に直接関与できる範囲は限定されていた。これに対して首相は，その多くが旧体制期の行政官や研究者であったことや移行初期の不人気な政策を実施する主体であったことから，大統領に比べて国民の支持が低くなる傾向があるが，大統領よりも政策形成の実際的な側面に関して広範な権限を有しているのが一般的であった。この「ずれ」が大統領の役割や権限分担をめぐる対立に結びついたことは，多くの研究の指摘する通りである（Baylis 1996；Taras 1997）。もちろん権限を有する大統領の存在が必ずしも政治的不安定をもたらすわけではないことも指摘されているものの（cf. Mainwaring and Shugart 1997；Wojnicki 2003），中東欧諸国の場合ポーランドのワウェンサと，マゾヴィエツキ（T. Mazowiecki）からオレクシ（J. Oleksy）に至るまでの歴代の首相の間，あるいはスロヴァキアのメチアル（V. Meciar）とコヴァーチ（B. Kovac）の間の対立にみられたように，執政内部の対立が現実に政治的混乱をもたらした事例が多く，これが大統領の権限を制約する動きを強める方向に作用したとされる（cf. Malova and Haughton 2002）。

第３の共通点として，中東欧諸国の大統領が具体的な政策形成の場面で果たす役割も変化しているということ，基本的には大統領自らが政治的なイニシアチヴを発揮するよりも，諸勢力の間の仲裁・調停役となる穏健な調整型のリーダーとなる傾向が現れているということがある（Slomka 2003）。大統領の役割がこのように変化しつつある背景には，体制転換からの時間の経過に伴い大統領の世代交替が進んでいるということがある。大統領職が設けられた当初は，旧共産党系の候補がそのポストに就くことが想定されていたが，実際に大統領に就任したのはほとんどが旧異論派側の人物であった（Elster 1997）。そのため初期の大統領は社会主義期には反体制活動の経験を有していることが多く，これが大統領個人の人気や権威を高める作用を果たしていた。だがこのような大統領の多くは自らの権限をさらに拡大しようとして首相との政治的な対立を招き，しかもその対立は大統領の権限の強化よりも人気・権威の低下（と先に

示したような大統領の権限の縮小）をもたらすというパラドクシカルな結果をもたらす傾向が強かった（Baylis 1996）。さらに政治状況の変化やいわゆる多選禁止条項により大統領職の「代替わり」が進み，旧共産党系の有力な政治家なども大統領に就任するようになると，初期の大統領のように自らの権威や人気に依拠して影響力を拡大することは困難となっていた。そのため新たに大統領に就任した人物は，基本的に自らの権限や役割の拡大を追求するよりも，政治勢力間の仲裁的な役割を果たすことで自らの独自の権威を形成しようとする「穏健なリーダー」を指向する傾向が強くなり，個別の政策関連の問題に直接的に関与することは少なくなってきているとされる（Slomka 2003）。この点はポーランドの場合，最初の公選の大統領であったワウェンサはその権威と正統性を基盤として積極的に政策形成に介入したのみならず，自らの影響力を強化する大統領中心の政治システムを構築することを試みたことが政治面での紛糾を招いたのに対して，95年に大統領に就任したクファシニィエフスキ（A. Kwasiniewski）は基本的に政策形成への直接的な関与は回避し，諸勢力の間での妥協を形成するというスタンスをとっているという変化にも見ることができる。

このように中東欧諸国の大統領に関する枠組みの全体的な傾向からみれば，ポーランドの執政の変容もその流れにそうものであることが確認できよう。次はこの執政の変容の背景について，議論していくこととしたい。

4．ポーランドにおける執政の変容の背景

ポーランドにおける大統領の権限の変更については，当初は大統領の個人的資質の問題と結びつけて議論されることが多かった。例えばワウェンサが自己の権限を拡大・制度化しようとしたことが大統領と議会・首相（内閣）との対立を招き，それが議会によって特定のリーダーによる権限の乱用を防ぐ制度を導入する契機として作用したのに対して，クファシニィエフスキの自制的なリーダーシップは議院内閣制的な制度および慣習の定着に貢献したという対比は，

しばしば指摘されるところである（Jasiewicz 1997；Antoszewski 1999など）。

だが大統領の個人的資質というポーランド固有の要因のみでは，中東欧諸国全体にみられる執政の変容の背景を説明することは困難である。この理由もあり最近では，執政の変容を体制転換以後の環境の変化に伴う経路依存的な変化，特に国内政治の安定に伴う大統領の機能の変化と，EU加盟に際して必要となる効率的な統治システムの必要性というから，説明することを試みる議論が現れはじめている。このような議論の一例としてコペツキ（Kopecky 2003：144-7）は，現在の中東欧諸国において大統領および議会の影響力を抑制し首相の権限を強化したシステムが現れていることを指摘した上で，その理由として政党システムが安定してきたことに伴い内閣の統治能力が向上したという国内政治的な要因と，EU加盟に際して必要となるアキ・コミュノテール関連の法案を早急に通すために「ファーストトラック」での立法手続きが必要となり，そのために法律の審議を迅速に行う（拒否権の乱用などにより法案審議が遅れるのを回避する）必要が生じたというEU加盟に伴う要因とをあげている。

国内における大統領の機能の変化については，当初は不安定な議会に対して安定性を確保するための安全弁として機能していた大統領が，議会運営および政党システムがある程度定着し議会においてある程度安定した多数派の形成が可能になるに従い，特に議会の多数派の意向と大統領の意向が異なる場合に大統領が政策形成における拒否権プレイヤーとして作用する事例がみられるようになってきたということがある。そうなると当初の制度的意図とは逆に，大統領の存在が政策形成に対してネガティブな影響を与えることになるため，これを回避するために大統領の権限を縮小する動きが現れてくることとなった。この点はポーランドの場合，ワウェンサ期の政治対立とその後の憲法修正のプロセスに明確に現れているが，他にもメチアルの民主スロヴァキア同盟（HZDS）と反メチアル派の対立から政治的混乱が生じ，結果として大統領の権限を縮小する憲法修正が行われたスロヴァキアの例や[7]，国家利益の保護という立場を鮮明にして積極的に政策形成に関与しようとしたハベル（V. Havel）やゲンツ

(7) なおスロヴァキアでは憲法修正にあわせて大統領の直接公選制が導入されたが，これも大統領の民主的正統性を強化するためというより，議会の政治的対立により大統領が選出されなくなるという事態を回避することが主たる目的とされていた（cf. Malova and Haughton 2002：105-6）。

（A. Goncz）の動きを抑制するために大統領の権限をコントロールしようとしたチェコやハンガリーの例にも同様の現象をみることができる（cf. Wolchik 1997； O'Neil 1997；von Beyme 2003）。

そして大統領の権限の縮小にあわせる形で国家機構の改革，特に行政機構の強化と，それを指揮する首相の権限の強化が進められた。初期の制度改革に関する議論では，首相の地位・権限については必ずしも十分な注意が払われていなかったことで，執政部のパフォーマンスが低いものとなっているという指摘があった（cf. Malova and Haughton 2002）。だがこの点についてエキェルト（Ekiert 2003）は，ポーランドでは行政改革との関連で，早期から首相の権限の強化が進められていたことを指摘している。もともと1989年以降の制度改革の中で国家機関と公務員の数は増加していて，国家機構は確実に強化されていたが，それをもっとも明確な形で推進したのが1996年の大規模な行政改革である。このときには中央省庁の大幅な改編と同時に，官庁への指揮・監督権限を強める形で首相の権限の強化を定めた内閣法（Dziennik Ustaw 1996 Nr. 106, poz. 492）も施行された。この内閣法により首相は閣僚の任免や閣内統一を維持するための権限を獲得することとなり，その方向性は97年の憲法における規定にも反映された（cf. Nunberg 1999：15-9）[8]。

ポーランドにおいて大統領から首相への権限の移行が進められた短期的な背景としては，新憲法制定に関する実質的な議会審議が行われた1996年当時の国会の主要勢力ー民主左派同盟・農民党・自由連合・労働連合ーの間で「小憲法」の大統領システムの改善の必要性が認識され，基本的に大統領の権限を弱め首相に権限を移行する方向で合意が成立したということがある（Millard 1999：44-46）。ただこのような合意は短期的に形成されたものではなく，むしろ体制転換初期の政治的混乱が逆に長期的にサステイナブルな制度の導入を可能にしたという側面もある。例えば先のエキェルト（Ekiert 2003）は，転換初期の政治における不安定さと過度の競争は，政策に対するコントロールとアカウンタビ

(8) フォン・ベウメはポーランドを含む現在の中東欧諸国における，大統領の権限を抑制し内閣の権限を強化する方向への制度の改編について，「合理化された議会主義（Rationalized parliamentarism）」への転換という規定を与えている（von Beyme 2003）。

リティの形成，およびレントシーキング的な行動の抑制に作用し，結果としてよりよい改革案の形成，および適切な管理の下での改革の実施に影響を与えたと指摘している。またタラス（Taras 2003）も同様に，体制転換の初期に政府が頻繁に交代しまたさまざまな制度が導入されたことが制度面での「エンジニアリング」の機会となり，そこから最適と考えられる制度が導かれてきたという議論を展開している[9]。

加えてポーランド（を含む中東欧諸国）のEU加盟は，大統領の権限の縮小と首相への権限の移行という傾向をさらに強める役割を果たしてきた。この点についてグラッベ（Grabbe 2003：258-9）は，基本的に欧州委員会と加盟候補国の政府のバイラテラルな交渉という形式をとるEUとの加盟交渉の構造，およびEUの各種規則を受け入れるための行政能力の強化の必要という要因から，加盟のプロセスを遂行するためには強力な中央政府が必要となり，そこからEU加盟交渉の過程においては，立法府や地域・地方政府などの他の制度的なアクターの犠牲のもとに中央の執政が強化されるという「執政バイアス（Executive bias）」が生じやすくなることを指摘している。またヤブロンスキ（Jablonski 2000）は特にポーランドの執政の変容に関して，ポーランドの当初の二重執行部のシステムは政治的安定と効率的なガバナンスを同時に確保するための試みであったものの，EU統合に伴う安定的・効率的な政策実施の枠組みの必要，および加盟交渉を機能的に行える機関を設置する必要という要請から，97年憲法においては議会と大統領の権限を抑制し内閣・首相の機能を強化する方向が現れたという議論を提示している[10]。この点については中にはタラス（Taras 2003：127-8）のように，西欧型執政モデルとしての議院内閣制の規範的影響力から「執政部の欧州化（Executive Europeanization）」が生じつつあることを指摘する議論もあるが，行政機構とは異なり執政部に関しては「欧州基準」

(9) さらにサンフォード（Sanford 2002：91）は，妥協によって制定された制度はポーランドの政治的現実を反映していることで，曖昧な部分も多いが長期にわたりポーランドの法的枠組みの基盤となりえることを指摘している。

(10) なおポーランドにおける憲法制定の過程で具体的にEUの問題が取り上げられたのは，主としてEUなど国際組織・国際機関への国家権力機関の権限の委譲（90条）をめぐる国家主権の問題で，大統領制を含む政治制度の問題がEUとの関連で直接的に議論されたわけではない。

やアキ・コミュノテールに相当するものが存在するわけではないため，直接的な効果を考えることは難しいと想定される。執政の変容における欧州（EU）の具体的な影響に関しては，稿を改めて具体的な実証分析とともに議論する必要があろう（cf. Malova & Haughton 2002； Ekiert 2003)。

以上のように，内政の安定やEU加盟に伴い効率的な統治・政策運営が求められるようになるにつれて，危機時における安全弁的な作用を持つ権力分割型のシステムよりも，拒否点となる可能性を有する制度の少ない効率的・一元的な統治システムの方が必要とされるようになってきたことが，現在のポーランドを含む中東欧諸国における執政の変容をもたらしていると考えられる。最後にこの変容がもたらした効果について，アド・ホックな形でではあるが簡単に検討しておきたい。

5．執政の変容と政策パフォーマンス

ポーランドにおける執政の変容が政策パフォーマンスに与えた影響についてここでは，拒否点の数が多くなることから政策形成で困難が生じる可能性が高くなるいわゆるコアビタションの時期をとりあげて，大統領に関する枠組みの変化の前後それぞれのコアビタション期における政策パフォーマンスの比較を行っていく。具体的にとりあげるのは，「小憲法」期の1993年10月から95年12月までのワウェンサと中道左派連立（民主左派同盟と農民党）政権のコアビタションの時期（以下ではこれを「第１次コアビタション」とする）と，憲法制定後の97年10月から2001年10月までのクファシニィエフスキと「連帯」政権（2000年までは連帯選挙行動と自由連合の連立政権，以後は連帯選挙行動の少数単独政権）とのコアビタションの時期（同じくこれを「第２次コアビタション」とする）である。なお政策パフォーマンスについては，全体としての法律成立状況というマクロな側面と，個別の政策案件をめぐる具体的な大統領と議会・政府の関係というミクロの側面を，大まかにではあるがそれぞれ検討していく。

まず最初にマクロな法案の成立状況に関して，コアビタション以外の時期も

含めた概括的なデータを整理しておく。法案の成立件数については，1991年から1993年の下院の「第１期国会」[11]では94件，93年から97年の「第２期国会」では473件で，そのうち第１次コアビタション期が207件，96年以降の左派主導の新憲法制定の時期が266件，第２次コアビタションに相当する「第３期国会」が640件，2001年以降の左派主導による「第４期国会」が2003年末までで476件となる。ここでは初期の第１期国会から95年までの時期の法案成立件数の少なさが目立つ。また93年以降について法案の成立率（提出された法案に対する議会で採択された法案の比率）のデータをみると，第１次コアビタション期の比率は41.2%，新憲法制定期は82.4%，第２次コアビタション期で55.6%，そして2001年選挙後の時期は65.3%となる。第１次コアビタションの時期の極端な法案成立率の低さと憲法制定の時期の法案成立率の高さの対比が目につく反面，97年の新憲法制定後は第２次コアビタションの時期と2001年以降の左派政権の時期とでの差は10%程度にとどまっている。なお議会が採択した法律に対する大統領の拒否権については，1993年から95年にワウェンサは15回拒否権を行使したのに対して，96年から97年のクファシニィエフスキによる拒否権の行使は２回にとどまっている。ただし第２次コアビタション期には28回の拒否権を行使していることから，必ずしもクファシニィエフスキが「連帯」系政権に対して自制的な態度をとり続けていたわけではない（ちなみに2001年から03年の間にクファシニィエフスキが拒否権を行使したのは１回）[12]。

このように第１次コアビタション期の政策パフォーマンスの低さはマクロな数字の上でも表れているが，この点は政策をめぐる大統領と政府・議会の対立の具体例をみるとさらに明確になる。確かに（95年までの段階では二重の拒否権を行使できたため，拒否権の行使への制約は少なかったにもかかわらず）ワ

---

(11) ポーランドの下院は91年の最初の自由選挙によって選出された議会を「第１期国会」として，以後93年，97年，2001年の選挙後の議会をそれぞれ第２期，第３期，第４期と数える。なお上院は1989年の選挙で選出された議会を第１期と数えるため，下院とは数え方にずれが生じている。

(12) これらのデータはポーランド下院ホームページ［http://www.sejm.gov.pl/］，ポーランド大統領府ホームページ［http://www.prezydent.pl/dflt/index.php3］およびポーランド統計年鑑（Rocznik statystyczny）各年版の情報をもとにしている（なおホームページはいずれも2004年９月14日での接続を確認）。

ウェンサが拒否権を行使した回数は必ずしも多くはないが，彼が拒否権を行使した案件の大半は，当時の政策に重要な影響を及ぼすものであった。例えば予算に関連する1995年の所得税法についてワウェンサは，二重の拒否権を行使し予算の成立を遅らせたのみならず，３ヶ月以内に議会が予算法案を採択できなければ大統領は議会を解散できるという小憲法の規定を盾に，議会の解散権を主張したという事例がある。また中絶を犯罪としない刑法改正に対して拒否権を行使した際には，議会が再度これを可決したとしてもワウェンサは署名を行わないと明言していた（本件は当時の連立与党の農民党が再審議で反対に回ったため結果的に拒否権を覆せず）（cf. Sanford 2002：141-145）。またこの時期のワウェンサは小憲法61条の規定を盾として外務・国防・および内務の各大臣についての任免権を強く主張していたが，ワウェンサはこれを利用して軍隊を内閣（文民）の統制から切り離した独立機関として，自らの権力基盤に転換することも試みていたとされる（cf. Michta 1998：106-8）[13]。下院の65％の議席を連立与党が有していたにもかかわらず，大統領が議会多数派のすすめる政策の実施を抑止することができるのみならず，非民主主義的な制度改革さえ試みることが可能となっていたという事実は，95年以降の憲法制定の議論に大きく影響を与えることとなった。

これに対して第２次コアビタションの時期に関しては，先にも述べたように大統領の拒否権の行使回数こそ増えたものの[14]，それが政治的な紛糾を引き起こした事例はほとんど存在していない。大統領が拒否権を行使した事例についても，そのほとんどは議会での議論が十分に尽くされていないと大統領が判断した事例が中心で，大統領が自己利益のために拒否権を行使したワウェンサ期とは状況が大幅に異なっている[15]。例えばこの時期に首相であった連帯選挙行動のブゼック（J. Buzek）が，政権の中心的な政策として実施した社会制度に関する「４大改革（医療保険・年金・教育・行政／地方制度改革）」に関連す

⒀ 特に1995年には参謀総長を大統領直属にする法案を提出したり，大統領選出馬に必要な有権者の署名を軍内部で組織的に集めたりしたというように，軍部を自らの権力基盤として利用しようとする傾向が強く見られた。

⒁ 拒否権の行使の他に，憲法裁判所への提訴が14件ある。

⒂ ただし中絶に関する法律や家族手当に関する法律など，政治信条的な問題との関連で拒否権を行使した例はある。

る法案に対して，クファシニィエフスキが拒否権を行使したのは地方制度改革に関する法案のみで，しかもこれは主要政治勢力の間で対立のあった「県の数」という制度の本質的な要素ではない問題に関わる部分を対象とするものであった。他の改革関連の法案に関してはクファシニィエフスキは，それが自ら，もしくは民主左派同盟の意向とは異なる法案であっても，議会で採択されたものについて拒否権の行使，ないし憲法裁判所への提訴という形でその成立を阻もうとすることはほとんどなかった（一例として年金改革の事例に関して仙石2001参照）。首相の権限が強化され，かつそれに呼応する形で国家機構も整備されたことで，第２次コアビタション期においては基本的に首相の主導の下で重要な改革を実現することも可能となり，この点でも政策パフォーマンスは向上したとみることができよう（cf. Ekiert 2003）[16]。

このように，（解釈の余地のある部分が多かったものの）大統領に一定の権限が与えられていたワウェンサ期には，政治的対立が政策パフォーマンスを悪化させる方向に作用していたのに対して，基本的な権限を首相に移行させた新憲法の制定後は，コアビタションの下でも具体的な制度改革が実施できるようになってきている。ここでの議論はあくまでも印象論的な比較ではあるが，それでもポーランドにおける執政の変容は，政策パフォーマンスの向上にもある程度プラスに作用したと判断することは不可能ではないであろう。

6．おわりに

以上本稿ではポーランドにおける執政の変容について，その背景と効果についての検討を行ってきた。基本的にはポーランドの執政の変容，特に大統領の権限の縮小と首相への権限の移行という傾向は，中東欧諸国全体でみられる大統領に関する枠組みの変化と軌を一にするもので，そこには国内の政治的安定

⑯ 中には与党の多数派の同意を得られない法案で，首相と大統領，および野党の協力によりこれを通過させた事例もある（「外国人による不動産の購入に関する法律を欧州連合の規則に適合させる法律」など）。

やEU加盟のためには当初の権力分割のシステムより権限を一元化した効率的な執政のシステムの方が必要とされているという要因が作用していること，および変容の結果として政策パフォーマンスはある程度の向上を示し，政策形成において拒否点がより多くなるコアビタションの下でも政府の主導による政策実現がある程度は可能となってきているということを議論した。

ただし本稿の議論は必ずしも，ポーランドの執政が完全に首相によって担われるようになったということを意味するものではない。この点はサンフォード（Sanford 1999：773-4）も指摘しているが，政党システムの流動性が高い現状では議会が混乱に陥り内閣の形成が困難な場合などに，大統領が自らの政治的手腕を発揮する可能性は残されている。大統領の政治的役割についてはクファシニィエフスキ後の大統領の政治スタイルにも影響される可能性が高いため，2005年に予定される大統領選挙の結果もふまえて検討する必要があろう。また本稿ではポーランド以外の事例について，執政の変容に伴う政策パフォーマンスの効果について具体的な分析を行っていない。中東欧諸国における執政の変容全般については，制度的収斂論や「欧州化」論といった近年の理論的な議論も踏まえて，別途体系的な比較研究を行う必要があろう。

＜文献＞

Antoszewski, Andzej, 1999, “Instytucje wladzy ustawodawczej i wykonawczej,” w: Andzej Antoszewski i Ryszard Herbut (pod red.), *Polityka w Polsce w latach 90: wybrane problemy*. Wroclaw: Wydawnictwo Uniwersytetu Wroclawskiego.

Baylis, Thomas A., 1996, “Presidents versus prime ministers: shaping executive authority in Eastern Europe,” *World Politics*. 48:3. 297-323.

Bunce, Valerie, 1997, “Presidents and the transition in Eastern Europe,” in Kurt von Mettenheim (ed.), *Presidential institutions and democratic politics: comparing regional and national contexts*. Baltimore: John Hopkins University Press.

Ekiert, Grzegorz, 2003, “The state after state socialism: Poland in compara-

tive perspective," in T. V. Paul, G. John Ikenberry and John A. Hall (eds.), *The nation-state in question*. Princeton: Princeton University Press.

Elster, Jon, 1997, "Afterword: the making of postcommunist presidencies," in Ray Taras (ed.), *Postcommunist presidents*. Cambridge: Cambridge University Press.

Grabbe, Heather, 2003, "The implications of EU enlargement," in Stephen White, Judy Batt and Paul G. Lewis (eds.), *Developments in Central and East European Politics 3*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Jablonski, Andrzej W., 2000, "The Europeanisation of government in Poland in the 1990s," in Karl Cordell (ed.), *Poland and the European Union,* London: Routledge.

Jasiewicz, Krzysztof, 1997, "Poland: Walesa's legacy to the presidency," in Ray Taras (ed.), *Postcommunist presidents*. Cambridge: Cambridge University Press.

小森田秋夫, 1998, 「ポーランド共和国憲法・解説」阿部照哉・畑博行（編）『世界の憲法集・第２版』有信堂。

Kopecky, Petr, 2003, "Structures of representation: the new parliaments of Central and Eastern Europe," in Stephen White, Judy Batt and Paul G. Lewis (eds.), *Developments in Central and East European Politics 3*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Mainwaring, Scott and Matthew S. Shugart, 1997, "Juan Linz, presidentialism, and democracy: a critical appraisal," *Comparative Politics*, 29:4, 449-471.

Malova, Darina and Tim Haughton, 2002, "Making institutions in Central and Eastern Europe, and the impact of Europe," in Peter Mair and Jan Zielonka (eds.), *The enlarged European Union: diversity and adaptation*. London: Frank Cass.

Michta, Andrew A., 1998, "The presidential-parliamentary system," in Richard F. Staar (ed.), *Transition to democracy in Poland* (*second edition*). Basingstoke: Macmillan.

Millard, Frances, 1999, *Polish politics and society*. London: Routledge.
Nunberg, Barbara, 1999, *The state after Communism: administrative transitions in Central and Eastern Europe.* Washington D.C.: World Bank.
O'Neil, Patrick H., 1997, "Hungary: political transition and executive conflict: the balance or fragmentation of power," in Ray Taras (ed.), *Postcommunist presidents*. Cambridge: Cambridge University Press.
Sanford, George, 1999, "Parliamentary control and the constitutional definition of foreign policy making in democratic Poland," *Europa-Asia Studies*, 51:5, 769-797.
Sanford, George, 2002, *Democratic government in Poland: constitutional politics since 1989.* Basingstoke: Palgrave Macmillan.
仙石学, 2001, 「ポーランドの年金制度改革ー『体制転換』のもとでの『制度改革』の分析」佐藤幸人（編）『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所。
Slomka, Tomasz, 2003, "Prezydentura w Europie Srodkowo-Wschodniej," w: Tadeusz Moldawa (pod red.), *Zagadnienia konstytucjonalizmu krajow Europy Srodkowo-Wschodniej*. Warszawa: Dom Wydawniczy ELIPSA.
Taras, Ray, 1997, "Separating power: keeping presidents in check," in Ray Taras (ed.), *Postcommunist presidents*. Cambridge: Cambridge University Press.
Taras, Ray, 2003, "Executive leadership ; presidents and governments," in Stephen White, Judy Batt and Paul G. Lewis (eds.), *Developments in Central and East European Politics 3.* Basingstoke: Palgrave Macmillan.
von Beyme, Klaus, 2003, "Constitutional engineering in Central and Eastern Europe," in Stephen White, Judy Batt and Paul G. Lewis (eds.), *Developments in Central and East European Politics 3.* Basingstoke: Palgrave Macmillan.
Wojnicki, Jacek, 2003, "Parlamentaryzm czy semiprzydencjalism: spor o wybor ustroju panstwa," w: Tadeusz Moldawa (pod red.), *Zagadnienia konstytucjonalizmu krajow Europy Srodkowo-Wschodniej*. Warszawa:

Dom Wydawniczy ELIPSA.

Wolchik, Sharon L., 1997, “The Czech Republic: Havel and the evolution of the presidency since 1989,” in Ray Taras (ed.), *Postcommunist presidents*. Cambridge: Cambridge University Press.

＜付記＞ 本稿は日本比較政治学会2004年度研究大会（於法政大学，2004年６月27日）における報告（分科会４：執政の変容と継続―新興大統領制民主主義国における制度改革の政治）のために提出したペーパーを，公刊のために大幅に改訂したものである。また本稿は科学研究費補助金（基盤研究A2）「東欧の地域社会形成と拡大EUの相互的影響に関する研究（研究代表者：家田修北海道大学教授）」による研究成果の一部である。

表1　1989年の憲法修正，1992年の「小憲法」，1997年の新憲法における大統領権限の比較

	1989年憲法修正	1992年「小憲法」	1997年憲法
Dziennik Ustaw号数	1989, Nr 19, Poz. 101	1992, Nr 84, Poz. 426	1997, Nr 78, Poz. 483
任期	6年（32a-2）	5年（29-4）	5年（127-2）
選出方法	国民議会（上下両院合同会議〈Zagromadzenie Narodowe〉）による間接選挙（32a-1）	国民による直接公選（29-1）	国民による直接公選（127-1）
選挙方式	大統領候補は国民議会の議員の4分の1以上の推薦（32b-4），当選には議員の半分以上の出席で絶対多数の票の獲得が必要で（32b-2），1回の投票で必要な票を獲得した候補が出なかった場合最下位の候補をはずして再投票（32b-5）	大統領候補は国民の直接選挙で過半数の票を獲得することが必要（29-2），1回の投票で過半数の票を獲得した候補が出なかった場合，上位2名の候補による再投票（29-3）	大統領候補は国民の直接選挙で過半数の票を獲得することが必要，1回の投票で過半数の票を獲得した候補が出なかった場合，上位2名の候補による再投票（127-4～6）
立法発議権	あり（20-4）	あり（15-1）	あり（118-1）
法律への拒否権	法案の憲法裁判所への提訴（27-4），および下院への再送付（27-5）が可能　後者の場合下院が拒否権を覆すには3分の2の多数の賛成が必要（27-5）	法案の下院への再送付（18-3，下院がこれを覆すには3分の2の賛成が必要），および憲法裁判所への提訴（18-4）が可能	法案の憲法裁判所への提訴（122-3），または下院への再送付（122-5，下院がこれを覆すには5分の3の賛成が必要）が可能だが，両者を同時に行使することはできない（122-3/5）
レファレンダムの発議	特段の規定なし	あり，ただし上院の絶対多数の同意が必要（19-2）	あり，ただし上院の絶対多数の同意が必要（125-2）
議会の解散権	一定の条件下（大統領が憲法上の権限を行使することが困難な決定を下した場合など）であり（30-2）	小憲法の規定の範囲内であり（4-4）	憲法の定める場合のみにあり（98-4）
首相の任免権	首相の任免を下院に提案できる（32f-1-6）	当初の任命権はある（57-1）。ただし大統領の任命した首相が組閣に失敗した場合，次は下院が首相を任命（58），それでも組閣ができない場合には再度大統領（59），下院（60）と任命権が移り，最終的には大統領は議会を解散できる。罷免権は原則としてなく，議会が内閣不信任案を可決したときに新首相の任命ができなかった（建設的不信任案を提議できなかった）ときに議会を解散できるのみ（66-5）	当初の任命権はある。ただし大統領の任命した首相が組閣に失敗した場合，次は下院が首相を任命，それでも組閣ができない場合には再度大統領に任命権が移り，最終的には大統領は議会を解散できる（154～155）。罷免権は原則としてない。
閣僚の任免権	自らの権限を委託した国務大臣の任免が可能（33-1）	首相は組閣に際して，外務・内務・国防の3大臣に関して大統領と協議する必要（61）	特段の規定なし（161条で首相にありと規定）
非常事態宣言	あり（32i-1）	あり（36-1）	戒厳令の決定権限は原則として下院にあり，国会が開催できない場合のみ大統領がこれを決定できる（116）
軍隊に関する権限	人民共和国軍の指揮官（32f-1-4）	軍の最高指揮官（35-1），国防大臣との合意で参謀総長のの任命および解任を，国防大臣の提案により参謀副総長・各軍の司令官および軍管区の司令官の任命および解任を行う（35-2），また戦争状態＜戒厳令＞時の動員を行うことも可能（36-1）	軍の最高指揮官（134-1）で，参謀総長および各軍の司令官を任命する（134-3）。ただし平時における指揮権は国防大臣を通すことが必要で（134-2），戦時における軍最高司令官の任免も首相の提案に基づく（134-4）。さらに緊急時の軍の動員についても，首相の提案に基づくこととされる（136）

［出典］著者作成

表 2　中東欧 6 カ国の大統領の政治的権限の比較

	ブルガリア	チェコ	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア	スロヴァキア
社会主義期の名称	国家評議会議長	大統領	幹部会議長	国家評議会議長	国家評議会議長→74年から大統領	＊＊
大統領職の設置	1990年	＊＊	1989年	1989年	1990年	(1992年)
任期(すべての国で2期まで)	5年	5年	5年	6年→5年	5年	5年
選出方法	直接選挙(93-1)	間接選挙(54-2)	間接選挙(29A-1)	間接選挙(89年)→直接投票(90年以降)	直接選挙(81-1)	間接選挙→直接選挙(99年から)
選挙方式	有権者の半分以上が投票の必要(93-3)・2回投票制(93-4)	国会議員で選出,候補は議員10名以上の推薦が必要(58-1),上下両院それぞれで絶対多数の票を獲得した候補が当選(58-2),1回目で決定しなかった場合,上下両院それぞれの第1位候補で第2回投票へ(58-3～6),これで決まらなかった場合第2回投票の候補による第3回投票が行われ(58-7),それでも決まらなければ再選挙(58-8)	国民議会で選出,候補は国会議員50名以上の推薦が必要,投票は3回で,2回目までは全議員の3分の2の賛成が必要,3回目は2回目の投票の上位2名による決選投票(29B)	2回投票制で,第1回投票で過半数の票を得た候補がでなかった場合上位2名による決選投票(127-4/5)	2回投票制(81-2/3)	2回投票制(101-4)
立法発議権	なし(国会議員か内閣〈87-1〉)	なし(国会議員・政府・上院・広域地方政府〈41-2〉)	あり(大統領の他政府,議会の各委員会,議員に発議権あり〈25-1〉)	あり(118-1)(他に上下両院議員と内閣および上院)	なし(政府・上下両院議員・有権者10万人以上の提案〈74-1〉)	なし(政府・国会議員・議会委員会のみ〈87-1〉)
法律への拒否権	あり,国民議会がこれを覆すには議員の憲法上の定員の絶対多数が必要(101-1/2)	あり(62h),下院が議員の絶対多数で同じ法案を再可決すれば,拒否権は覆される(50-1/2)	あり,ただし国民議会は単純多数でこれを覆せる(26-2/3)	あり,下院はこれを議員の半分以上の出席で,5分の3の賛成で覆せる。また大統領は憲法裁判所の判断を仰ぐことも可能だが,これと下院への再送付の両方を行うことはできない(122-3/5)	法案の再審理の要求を行える。議会が再度同じ議決をした場合,拒否権が覆されたのと同等となる(77)	あり(102n),ただし議会は単純多数でこれを覆せる(87-3)
レファレンダムの発議	国会の議決に従い日程を設定するのみ(98-1)	レファレンダムの規定なし	なし(議会の管轄事項〈28B〉,必要と判断されたときか,有権者20万人以上の要求があったときに実施〈28C〉)	あり,ただし上院の絶対多数の同意が必要(125-2)	国益に関する事項について,議会との協議の後にレファレンダムを実施することが可能(90)	大統領が発議するが(102m),35万人以上の署名を伴う嘆願か議会の決定に基づく必要がある(95)
議会解散権	解散権は限定的(大統領と議会勢力による首相候補の選出に3人連続で失敗したとき〈99-5〉),なお会期の最後3ヶ月は解散できない(99-7),解散は大統領固有権限(内閣は議会を解散できない―不信任可決の場合も総辞職のみ〈112-1〉)	大統領の権限としての下院解散権あり(35-1/62c)(大統領の指名した首相の不信任が可決されたとき,政府が信任とリンクした法案を3ヶ月以内に可決しなかったとき,議会が不必要に会期を延長したとき,および議会が3ヶ月以上定足数に満たなかったとき),なお任期満了前3ヶ月以降は解散できない(35-2)	解散権は限定的(1年間に4回内閣不信任案が採択されたときか,首相が40日間指名されなかったとき〈28-3〉),解散には国民議会議長,議会内会派代表,および首相の意見を聞く必要(28-5)	解散権は憲法の規定がある場合(98-4)(国会が予算法を4ヶ月で審議完了できなかったときか〈225〉,下院が首相の信任に3回連続で失敗したとき〈155〉のみ)	解散権は限定的(議会が内閣に対して信任提案から60日以内に信任決議を行わず,かつ最低2度の認証が否決されたとき)(89),解散には上下両院議長と院内会派の代表の意見を聞く必要	解散権はほぼなし(議会選挙後6ヶ月以内に内閣の施政方針が3回連続で議会に否決された場合のみ),解散には国民議会議長の意見を聞く必要(102d)
首相の任免権	大統領は議会会派との協議の後,最大会派に支持された候補を首相候補として提案(99-1),これに失敗した場合次は2番目の会派(99-2),その次は残りの会派の一つに支持された候補を首相候補とする(99-3),それも失敗した場合は大統領は臨時内閣を組織し議会を解散する(99-5)	首相・閣僚の任免権はあり(62a)。大統領が首相候補を指名し,首相候補が組閣,その後1ヶ月以内に下院の信任を得る必要。これに失敗した場合は再度同じ手続きがとられ,その次は下院議長が首相を指名(68-2～4)	最初に大統領が首相候補を指名し,先に国民議会での信任を受ける(33-3)	大統領が首相候補を指名し,その提案に基づき大統領が組閣,次いで下院での信任手続き。これに失敗した場合,次は下院,再度大統領と首相候補指名権が移り,3度目の組閣に失敗した場合議会は自動的に解散となる(154～155)	議会多数派の政党の要求(存在しない場合議会に議席を有する政党の代表との協議)により大統領が首相候補を指名,その後首相候補が閣僚名簿と施政方針を議会に提出し,信任を得る必要(103-1～3),なお大統領は首相の解任はできない(107-2)	首相は大統領が任免(110-1),ただし解任は議会での不信任案の可決か信任案の否決のいずれかがあった場合に限られる(115-1)
閣僚の任免権	基本的には首相の責任(108)	首相の提案に基づき大統領が任免を行う(68-5)	首相の提案に基づき大統領が任免(33-4)	首相の提案に基づき大統領が任免(161)	首相の提案に基づき大統領が任免(85-2)	首相の提案に基づき大統領が任免(111),解任は首相の提案か議会での個別閣僚への不信任案の可決による(116-3/4)
非常事態(戒厳令)宣言	戦争状態もしくは戒厳令・緊急事態宣言を布告できるが,後者は国会が開催されていない時期に限られる(100-5)(戒厳令・緊急事態は基本的には内閣の発議により国会が議決〈84-12〉)	なし(戦争状態宣言を行うのは議会〈43-1〉)	基本的には国会が戦争状態・緊急事態を宣言するが(19-1-h),国会が開催できない場合のみ大統領がこれを行う(19A-1),軍の動員も同様(19e-1)	基本的には下院が戒厳令を決定,国会が開催できない場合のみ大統領がこれを行う(116)	戒厳令・緊急事態宣言を法に従い行うことができるが,原則として5日以内に議会の同意が必要(93-1)	政府の提案により戒厳令を布告(102k),および非常事態宣言を行う(102l)
軍に対する役割	軍最高司令官となり(100-1),国家安全協議会議を主催する(100-3)。また内閣の発議に基づいて軍隊を動員することができる(100-4)	軍最高司令官となる(63-1-c)	軍最高司令官となる(29-2)	軍最高司令官で,参謀総長及び各軍の司令官を任命(134-1/3),ただし平時の指揮権は国防大臣にあり(134-2),戦時の軍最高司令官の任免(134-4)および軍の動員(136)は首相の提案が必要	軍最高司令官となり,最高国防会議を主催する(92-1),また事前・もしくは事後の議会の承認により軍隊を動員することができる(92-2)	軍最高司令官となる(102j)

［出典］著者作成